

令和3年度政策評価に関する統一研修 (規制の政策評価に関する研修)

1. 演習の全体像

• 演習と発表で構成

- 演習①は、回答について解説を行います。
- 演習②、③は、グループ形式（4グループ）で実施し、演習毎に検討結果を発表していただきます。
- 各グループで「進行役」、「記録係」、「発表者」を決めて進めてください。

演習の流れ

項目	概要	時間配分
演習① (解説)	<ul style="list-style-type: none">● 事前演習問題の解説	15分
演習② (グループワーク)	<ul style="list-style-type: none">● 手段としての規制内容の把握と非規制手段の検討● 規制の新設又は改廃によって生じる影響の特定● 影響の定量化● 指標の設定	70分 (うち、発表 15-20分)
休憩		10分
演習③ (グループワーク)	<ul style="list-style-type: none">● 手段としての規制内容の把握と非規制手段の検討● 規制の新設又は改廃によって生じる影響の特定● 影響の定量化● 指標の設定	70分 (うち、発表 15-20分)

2. 演習の進め方

- 手段としての規制の内容の把握と非規制手段及び代替案（他の規制手段）の検討
 - 「規制の概要」を読んで、課題解決に向けた手段としての規制の内容を理解するとともに、課題解決に向けて有効と考える非規制手段及び代替案（他の規制手段）がないかを検討してください。
 - また、規制内容、非規制手段及び代替案（他の規制手段）それぞれのメリット・デメリットを検討してください。
- 規制の新設又は改廃によって生じる影響の特定
 - 規制の新設又は改廃によって、新たに発生又は変化することが見込まれる影響について、誰がどのような影響を受けるのかを具体的に列挙してください。
 - 定量化が困難と思われるものも含め、可能な限り列挙してください。
- 影響の定量化
 - 上記で検討した影響について、どのような式に当てはめれば定量化ができるかを検討してください。
 - 定量化の際には、別途配布する関連データを参考にしてください。該当するデータがない場合は、数値を仮定して定量化してください。
- 費用と効果（便益）の関係の分析
 - 上記で検討した費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるかを検証してください。
- 指標の設定
 - 上記で検討した費用と効果（便益）について、事後評価時にこれらを検証するために把握すべき指標を設定してください。

3. ワークシート及びチャット機能の使い方

- ワークシート
 - ワークシートは、各自が検討する際に活用してください。
- チャット機能
 - 発生する費用や効果等の項目をチャット機能を用いて記載し、グループで意見共有してください。

ワークシート

項目	費用	効果	備考

個人で検討

チャット機能

チャット

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:28
非規制手段 (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 ・ (1) のメリット: 〇〇〇〇〇〇 ・ (2) のメリット: 〇〇〇〇〇〇 ・ (1) のデメリット: 〇〇〇〇〇〇 ・ (2) のデメリット: 〇〇〇〇〇〇

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:28
代替案: 〇〇〇〇〇

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:28
遵守費用 (項目) ① 〇〇人件費 ② ××機器導入費 ③ ▲▲▲

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:28
行政費用 (項目) ① 〇〇審査費用 ② システム構築費 ③ ▲▲▲

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:28
効果 (項目) ①〇〇の事務の削減 ②××の利便性向上

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:29
遵守費用 (定量化) ①〇〇人件費 ⇒ @〇円×〇時間×〇人×〇件 = 〇円

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:29
行政費用 (定量化) ①〇〇審査費用 ⇒ @〇円×〇時間×〇人×〇件 = 〇円 ②システム構築費 ⇒ 約〇円

総務省行政評価局政策評価課客観性担保評価推進室 から 全員へ 11:29
効果 (定量化) ①〇〇の事務の削減 ⇒ @〇円×〇時間×〇人×〇件 = 〇円 ②・××の利便性向上 ⇒ 少なくとも、××人の利便性向上

送信先: 全員

ここにメッセージを入力

グループメンバー
で共有・検討

演習①(事前演習課題)

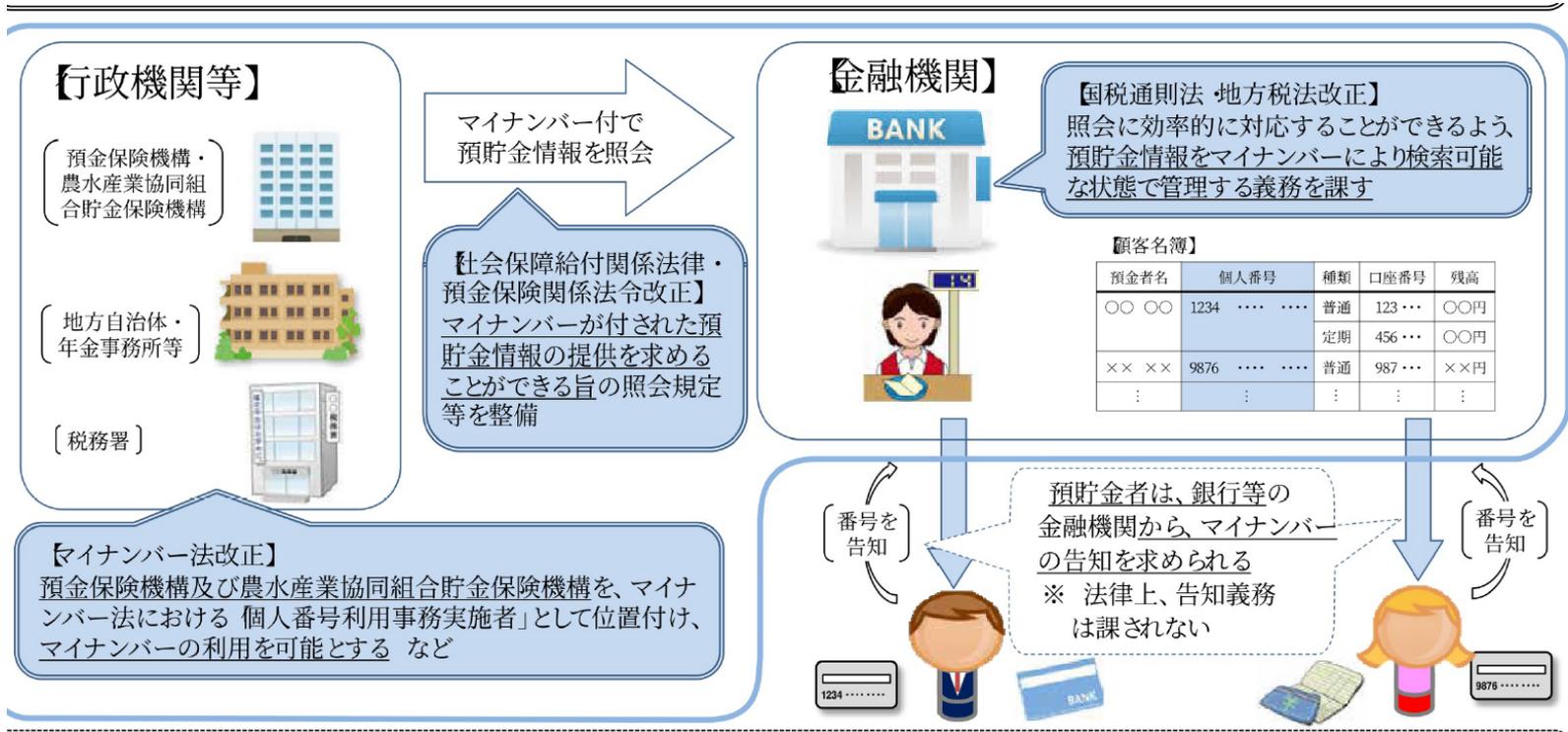
- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

※本課題は、実際の「規制の事前評価書」を参考に、研修用に総務省にて作成した資料です。研修用に加工しています。

規制の概要

・現状

預貯金口座への付番については、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）において、社会保障制度や税制のより一層の公平性を確保する観点から、預貯金口座の情報と個人番号を紐づけて管理することを金融機関に義務付ける規定が設けられた（平成30年1月1日施行）。同改正法において、金融機関が預貯金者に対して個人番号の届出を求める義務は定められなかったところ、金融機関は、金融業界の自主的な取組により、預貯金者に個人番号の届出を案内しているが、十分に付番は進んでいるとは言えない現状にある。



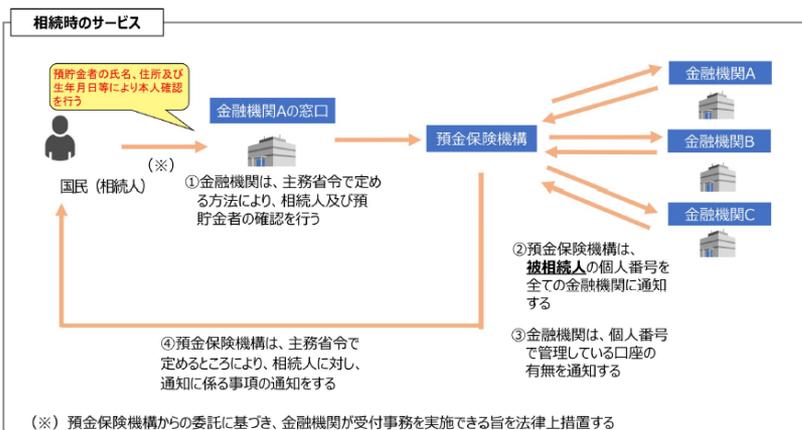
規制の概要（続き）

金融機関に対し、以下を義務付ける（対象となる金融機関は約1200機関）。

- （1）預貯金契約の締結等の際に、預貯金者に対し、預貯金口座への付番の意思の有無を確認することを義務付ける。
- （2）預貯金者が上記（1）の確認に対して個人番号の付番を承諾した場合等は、本人特定事項を確認するとともに、他の金融機関が管理する預貯金口座への付番の意思を確認し、預貯金者が承諾したときは、預金保険機構に対し、当該預貯金者の本人特定事項等を通知する。
- （3）預貯金者又は預金保険機構から個人番号の提供又は通知を受けた場合は、当該預貯金口座を個人番号により検索可能な状態で管理するとともに、当該管理を開始したときは、預貯金者に金融機関名等を通知する。
- （4）相続時や災害時に、預貯金者又は相続人からの求めにより預金保険機構から個人番号の通知を受けた場合は、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座の管理の有無等を預金保険機構に通知する。

災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組みを創設することにより、預貯金者の利益の保護を図ることができる



注) 災害時においても、同様の仕組みを利用し、被災者の口座所在を確認できるようにする

※行政庁が指定する一定の金融機関
においては対象外

演習②

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
 - (1) 貯留機能保全区域における一定の行為に対する届出・勧告制度の新設
 - (2) 浸水被害防止区域における開発行為の制限並びに浸水被害防止区域における一定の開発行為及び建築行為に係る許可制度の新設

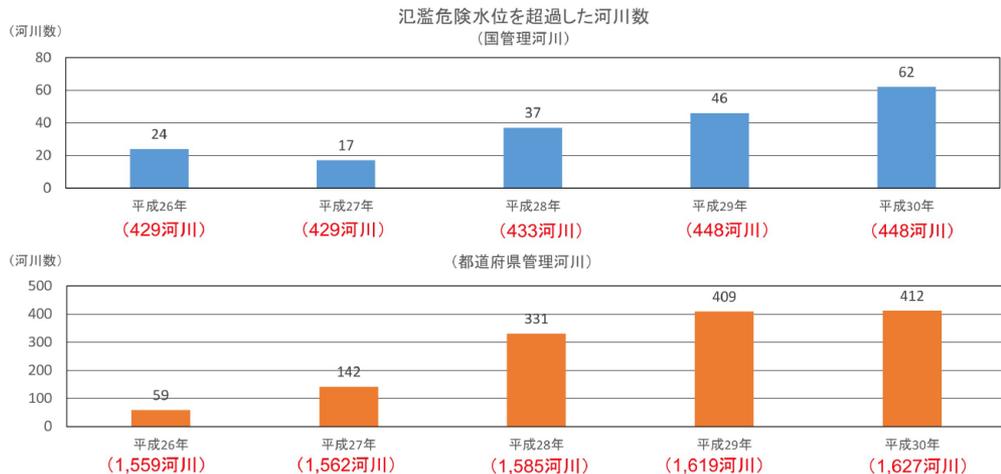
※本課題は、実際の「規制の事前評価書」を参考に、研修用に総務省にて作成した資料です。研修用に加工しています。

規制の概要

- 現状
 - 気候変動の影響により、短時間強雨や大雨の頻度・強度、総雨量等が増加しており、21世紀末には20世紀末と比較し、全国平均で、降雨量が1.1倍、洪水発生頻度が2倍になるとの試算があるなど、気候変動の影響が現行の治水対策の進捗を上回る新たなフェーズに突入している。
 - 現に、近年、毎年のように、日本各地でこれまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、例えば、令和2年7月豪雨では、水害被害額が約5,800億円発生し、また、要配慮者利用施設の利用者が14名死亡するという人的被害が生じている。

気候変動等による災害の激化(氾濫危険水位を超過河川の発生状況)

- 気候変動等による豪雨の増加により、相対的に安全度が低下しているおそれがある。
- ダムや遊水地、河道掘削等により、河川水位を低下させる対策を計画的に実施しているものの、氾濫危険水位(河川が氾濫する恐れのある水位)を超過した河川数は、増加傾向となっている。



※対象は、洪水予報河川及び水位周知河川であり、()内は各年の指定済み河川数である。
※国土交通省において被害状況等のとりまとめを行った災害での河川数を計上している。

4

出典:国土交通省 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第一回資料
https://www.mlit.go.jp/river/shinnigikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiiikai/kikouhendou_suigai/1/pdf/09_kikouhendounoeikyuu.pdf

規制の概要（続き）

・規制の内容

(1) 貯留機能保全区域における一定の行為に対する届出・勧告制度の新設

沿川の保水・遊水機能（注1）を有する土地を、貯留機能保全区域として指定する制度を創設し、区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事等は、当該届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができることとする。

(2) 浸水被害防止区域における開発行為の制限並びに浸水被害防止区域における一定の開発行為及び建築行為に係る許可制度の新設

浸水被害の危険が著しく高いエリアを、浸水被害防止区域として指定する制度を新たに設け、都市計画法第33条第1項第8号に列挙する、開発行為（注2）を行うのに適当ではない区域に、浸水被害防止区域を追加する。

また、浸水被害防止区域における住宅や要配慮者利用施設等の一定の用途の建築物の建築に係る開発行為及び建築行為を、都道府県知事等の許可制とする。

（注1）雨水を、流域全体で地中に浸透したり一次的に溜めたりする働き

（注2）(1) 建築物の建築、(2) 第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3) 第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更のこと。



貯留機能保全区域のイメージ



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

演習③

■ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

- (1) 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け
- (2) 飼養衛生管理者の選任の義務化
- (3) 予防的殺処分の対象疾病の拡大

※本課題は、実際の「規制の事前評価書」を参考に、研修用に総務省にて作成した資料です。研修用に加工しています。

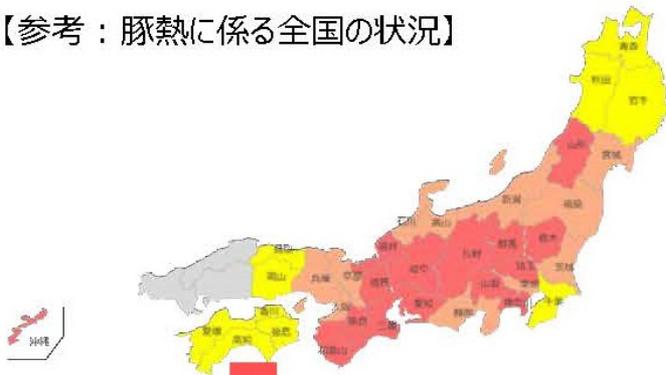
規制の概要

・現状

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたCSF（豚熱）については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散した。
- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止を図る必要がある。
- 加えて、平成30年以降、アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入権益を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病※の侵入防止を徹底する必要がある。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾病である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

【参考：豚熱に係る全国状況】



飼養豚陽性発生県：赤色

【15県】（飼養頭数 1,952,300頭(全国の21.0%)）

野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

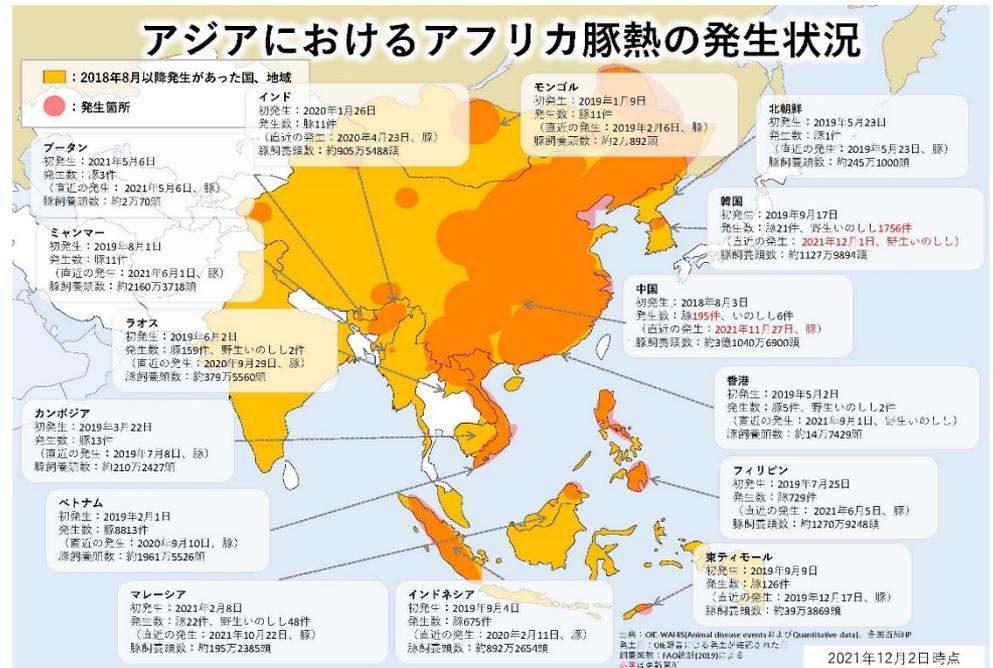
【25都府県】（飼養頭数 3,143,050頭(全国の33.8%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【36都府県】（飼養頭数 5,488,150頭(全国の59.1%)）

出典：農林水産省 アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応
（令和3年11月）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/domestic-309.pdf>



出典：農林水産省 アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況（2021年12月2日時点）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/asf-1302.pdf>

規制の概要（続き）

• 規制の内容

(1) 家畜以外の動物（野生のイノシシなど）における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散を防止するため、以下のとおり措置する。

- 都道府県知事は、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散を防止するため、悪性伝染性疾病にかかっている動物がいた場所又はその死体のあった場所等の消毒や、当該場所とその他の場所との通行制限を行うことができる旨の規定を措置。
- 都道府県知事は、現行のまん延防止措置のうち、検査、注射、薬浴又は投薬、家畜等の移動制限等の規定については、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散の防止を目的とした場合にも行えるよう措置。
- 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散を含む。）の防止のため、家畜の所有者に対し、指導及び助言を経ないで、畜舎等の外への病原体の拡散の予防に関する事項等を遵守すべき旨の勧告及び命令ができる旨の規定を措置。

(2) 飼養衛生管理者の選任の義務化

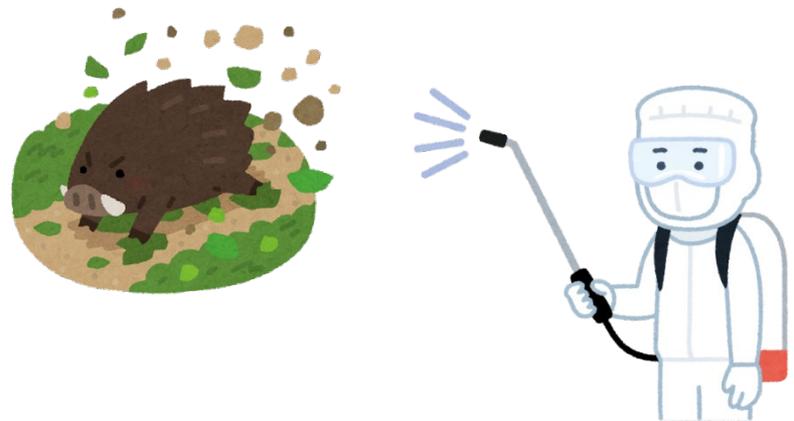
- 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、衛生管理区域内において従業者等を管理するとともに、従業員等の教育及び訓練等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならない旨の規定を措置。
- 家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、従業員等の管理等の業務を行う上で、必要な知識の習得及び向上を図るため、必要な研修を受けさせるよう努めなければならない旨の規定を措置。

※ 本間ではすべての家畜の所有者が一つの衛生管理区域を定め、かつ1名の飼養衛生管理者を選任するものとする。

(3) 予防的殺処分の対象疾病の拡大

- 現在、口蹄疫にのみ認められている予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、家畜以外の動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、予防的殺処分ができるよう措置する。

※ 予防的殺処分を行う場合、行政機関が殺処分家畜の評価額の全額を家畜の所有者に補償する。



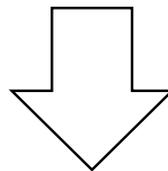
【演習②】ワークシート

目的—手段関係
の検討

目的	解決すべき課題	豪雨による深刻な洪水や内水氾濫により、毎年のように財産被害や、被災者が死亡する人的被害が発生しており、危険地域における一定の開発行為や建築行為を抑制することが必要
	課題発生の原因	気候変動の影響により、現行の治水対策の進捗を上回るこれまで経験したことがないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生



		メリット	デメリット
手段	非規制手段		
	規制		
	代替案		



【演習②】ワークシート

ベースライン

		主体	影響	定量化	事後評価に向けた指標
費用	遵守費用 (少なくとも定量化)				
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)				
効果(便益) (定量化できないものも含め 列挙し、可能な限り定量的に 推計)					
費用と効果(便益) の分析 (分かりやすく論理的に)					

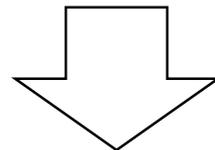
【演習③】ワークシート

目的－手段関係の検討

目的	解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散を防止する重要性が高まっている。 ・ 飼養衛生管理基準が十分に遵守されていない事例が全国的に確認されている。 ・ 近隣諸国においてアフリカ豚熱の発生拡大が続き、また訪日外国人旅行者数が増加し、我が国への侵入リスクが格段に高まっている中、仮に侵入した場合アフリカ豚熱又は口蹄疫のまん延を十分に防ぐことができないおそれがある。
	課題発生の原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法においては、家畜以外の動物における病原体の拡散防止に有効な家畜以外の動物に対する投薬等の措置や病原体拡散防止措置等が規定されていない。 ・ 一般の豚熱発生事例では、家畜の所有者やその従業員において、飼養衛生管理基準の遵守のためにとるべき具体的な措置の内容への理解が不足している。 ・ 家畜以外の動物において口蹄疫又はアフリカ豚熱が発生した場合に予防的殺処分ができない。



		メリット	デメリット
手段	非規制手段		
	規制		
	代替案		



【演習③】ワークシート

ベースライン

		主体	影響	定量化	事後評価に向けた指標
費用	遵守費用 (少なくとも定量化)				
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)				
効果(便益) (定量化できないものも含め 列挙し、可能な限り定量的に 推計)					
費用と効果(便益) の分析 (分かりやすく論理的に)					

関連データ

- 定量化する際の参考としてください。
 - 数値は『規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】』等を参考として、総務省行政評価局政策評価課において、研修用に仮定したものです。実際には担当課において把握している数値や、各種統計情報、事業者からのヒアリング結果等を利用する必要があります。
 - 該当するデータがない場合は、数値を仮定して定量化してください。
 - 国家・地方公務員の人件費については、「地方交付税関係参考資料」 2職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員Bの単価を基に算出しています。
 - 本演習においては、割引現在価値(※)を考慮しないものとします。
 - ※ 割引現在価値とは、将来の価値を今の価値に直すとどれくらいになるかを表したもの
- 飽くまで仮定した数値に基づく推計を行うものであるため、明確な正解はありません。どのような費用や効果が発生するか、自由闊達に議論してください。

【演習①(事前演習問題)】関連データ

No.	データ名	数値
①	金融機関の数	1200
②	窓口における年間確認見込件数(年間の口座新設数と同数と仮定)	300万件
③	年間申請見込件数	130万
④	窓口対応に係る増加時間(個人番号、本人確認書類の確認作業等)	1件当たり10分
⑤	民間の一人当たり人件費単価	2,800円/時間
⑥	預金保険機構に対して通知するためのシステム構築(改修)に係る費用	100万円
⑦	金融機関に対する口座情報の情報提供の申請に係る書類作成に係る時間及び人数	1時間/1人
⑧	個人預金の口座数(国内銀行かつ普通預金)	3,000百万口座
⑨	規制の広報に係る費用(金融機関1機関当たり、パンフレットを1000部印刷するものと仮定)	20,000円/1,000部
⑩	地方公務員の一人当たり人件費単価	2,600円/時間
⑪	個人番号の提供又は通知1件当たりの所要時間及び人数	2時間/1人
⑫	預貯金者への口座情報の年間通知見込件数	年間申請見込件数と同数と仮定
⑬	預貯金口座への個人番号の付番見込増加率	10%
⑭	短縮される、被相続人の口座の探索時間	12時間

【演習②】関連データ

No.	データ名	数値
①	年間見込届出件数	約100件
②	年間開発許可申請見込件数	約500件
③	年間建築許可申請見込件数	約500件
④	届出資料の作成に係る所要時間及び人数	机上配布資料から想定してください
⑤	許可申請資料の作成に係る所用時間及び人数	机上配布資料から想定してください
⑥	民間の一人当たり人件費単価	2,900円/時間
⑦	浸水被害防止のための住宅等の高床化に係る追加設備投資費用(1件当たり)	200万円
⑧	浸水被害防止のための土地の嵩上げ工事に係る追加設備投資費用(1件当たり)	350万円
⑨	賃貸用住宅の1戸当たり月間平均家賃収入	55,500円
⑩	賃貸用住宅の1住宅当たり平均戸数	10戸
⑪	浸水被害防止区域1区域における年間の賃貸用住宅の新設着工見込数	50件
⑫	浸水被害防止区域及び貯留機能保全区域それぞれの年間指定見込件数	20件
⑬	届出に係る年間勧告見込件数	10件
⑭	浸水被害防止区域及び貯留機能保全区域の指定事務それぞれに係る所要時間及び人数	16時間/1人
⑮	届出に係る助言又は勧告事務の所要時間	8時間
⑯	都道府県等における届出の受理に係る所要時間及び人数	机上配布資料から想定してください
⑰	都道府県等における許可申請の審査に係る所要時間及び人数	机上配布資料から想定してください
⑱	地方公務員の一人当たり人件費単価	2,600円/時間
⑲	規制の広報に係る費用(1都道府県当たり、パンフレットを5,000部印刷するものと仮定)	47×40,000円/5,000部
⑳	本規制によって抑制される開発許可の年間見込件数(業務の用に供するもの)	400件
㉑	本規制によって抑制される開発許可の年間見込件数(自己以外の居住の用に供する住宅)	800件
㉒	1事業所当たりの従業員数(単純平均)	10.5人
㉓	平均世帯人員(1戸当たりの世帯人員)	2人
㉔	自己以外の居住の用に供する住宅に係る開発許可1件当たりの平均戸数	10戸
㉕	H28～R1の4年間の大規模水害によって生じた財産被害の平均値	6,940億円

【演習③】関連データ

No.	データ名	数値
①	豚熱が発生した場合の家畜等の移動制限日数	通常28日間
②	飼養豚の飼育にかかる費用	1頭当たり1日約50円
③	全国の1戸当たりの平均飼養頭数	約2,000頭
④	過去5年間における豚熱発生件数	70件(年間14件)
⑤	飼養衛生管理基準に関する研修の受講	年に1回程度、2時間
⑥	従業員等に対する飼養衛生管理基準の周知並びに飼養衛生管理に係る教育及び訓練	月2回程度、2時間
⑦	飼養衛生管理者の人件費	1時間当たり約1,500円
⑧	家畜所有者数	4,300戸
⑨	地方公務員の人件費単価	2,600円/時間
⑩	1回当たりの消毒に要する薬品の購入量(消石灰を想定)	平均約70袋(各都道府県からの聞き取りベース)
⑪	消石灰の1袋の値段	約1,000円
⑫	消毒ポイントの設置及び運用に伴い要する費用	1日平均約70万円(今般の豚熱発生事例においてA県で実施した消毒ポイントの設置に伴い要した費用の平均値)
⑬	消毒の実施件数	年間14件(④と同様)
⑭	家畜の所有者に対する畜舎等への病原体の拡散の予防に関する事項等に係る勧告及び命令の件数	年間10件
⑮	家畜の所有者に対する畜舎等への病原体の拡散の予防に関する事項等に係る勧告及び命令に要する時間	机上配布資料等から想定してください
⑯	飼養衛生管理者の選任状況の確認に要する時間	机上配布資料等から想定してください
⑰	飼養衛生管理者の選任状況の確認に係る抽出率	10%

【演習③】関連データ

No.	データ名	数値
⑱	養豚密集地域において、家畜又は家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の陽性確認地点から、半径3km以内で飼養されている家畜を予防的殺処分することとなった場合に殺処分することとなると考えられる飼養豚頭数	約9.2万頭 ※ 我が国における養豚が盛んな都道府県の区域内の養豚密集地域から無作為で抽出した10地点の中で、最も半径3km以内の飼養頭数が多かった地点における飼養頭数。
⑲	肥育豚の平均評価額	約2万円
⑳	年間予防的殺処分見込件数	年間14件(④と同様。アフリカ豚熱が豚熱と同程度発生すると仮定。)
㉑	予防的殺処分に要する日数	机上配布資料等から想定してください
㉒	豚熱発生事例における飼養豚殺処分による被害額	約50億円(令和2年1月時点)
㉓	隣国Aにおけるアフリカ豚熱発生後の飼養豚数の減少割合	約40%減少
㉔	日本の豚の農業産出額	約6,062億円(平成30(2018)年)

検討例

※ 本資料は、研修用に総務省にて作成した資料です。

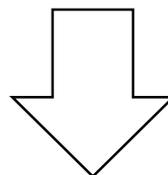
【演習①(事前演習課題)】検討例

目的-手段関係の検討

目的	解決すべき課題	金融機関は、従来、金融業界の自主的な取組により、預貯金者に個人番号の届出を案内しているが、十分に付番は進んでいるとは言えない現状にある。
	課題発生の原因	個人番号を付番することによる預貯金者の具体的なメリットが感じられないことに一因があると考えられる。



		メリット	デメリット	
手段	非規制手段	預貯金口座に個人番号の付番を行った場合に、電子マネー等の特典を付与する。	特典を付与することで、預貯金口座への付番が促進されると見込まれる。	特典のみを目的とした口座開設が相次ぎ、金融機関の負担が過大になった結果、金融機関の業務執行に大きな支障を生じさせる可能性がある。
	規制	金融機関に対して、以下を義務付ける ①預貯金口座への個人番号の付番の意思確認 ②①を預貯金者が承諾した場合、所要の情報を預金保険機構に通知する。 ③預貯金口座を、検索可能な状態で管理する ④預金保険機構から個人番号の通知を受けた場合、当該個人番号に係る預貯金者を名義人とする預貯金口座の管理の有無等を預金保険機構に通知する。	現状、十分に進んでいない預貯金口座への個人番号の付番が、より促進されると見込まれる。	金融機関に付番の意思確認、口座の有無の確認等をする義務が発生するため、事務負担が生じる。本人への義務付けでないため、効果が限定的となる可能性がある。
	代替案	預貯金者に対し、新しく口座を作るときに、個人番号を届けることを義務付ける。	規制案よりも、十分に進んでいない預貯金口座への個人番号の付番が、より促進されると見込まれる。	既存口座への付番促進に繋がらない。



【演習①(事前演習課題)】検討例

ベースライン

・金融機関は、従来、金融業界の自主的な取組により、預貯金者に個人番号の届出を案内しているが、十分に付番は進んでいるとは言えない現状にある。
 ・(仮定)現状では、例えば国内銀行の口座数約3,000百万口座のうち、個人番号が付番されているものは約0.1%程度

		主体	影響	定量化	事後評価に向けた指標
費用	遵守費用 (少なくとも定量化)	金融機関 及び 預貯金者	金融機関において増加する窓口対応業務にかかる費用	民間の件費単価×年間確認見込件数 2,800円/時間×1人×1/6×300万件＝約10億3,800万円	(金融機関へのヒアリングにて把握) 年間確認件数、窓口対応における増加時間
			預金保険機構に対して通知するためのシステム構築(改修)費用	金融機関の数×システム改修費用 1200×100万円＝約12億円	(金融機関へのヒアリングにて把握) システム構築(改修)に要した費用
			金融機関に対する口座情報の情報提供の申請に係る費用	民間の件費単価×申請に係る書類作成に係る時間及び人数×年間申請見込件数 2,800円/時間×1時間×1人×130万＝約36億円	年間申請件数
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	国及び 預金保険 機構	規制に係る広報費用	パンフレット印刷費用×金融機関数 20,000円×1200＝約2,400万円	広報に要した費用
預金保険機構において、金融機関に対して個人番号の提供又は通知を行う費用			地方公務員件費単価×個人番号の提供又は通知1件当たりの所要時間及び人数×年間申請見込件数 2,600円/時間×2時間×1人×130万件＝約68億円	金融機関に対し、口座番号の提供又は通知を行った件数	
効果(便益) (定量化できないものも含め列挙した上で、可能な限り定量的に推計)		個人番号が付番された口座の増加		個人預金の口座数×個人番号が付番された口座の増加見込割合 3000百万口座×10%＝300百万口座	個人番号が付番された口座の増加数
		被相続人の口座情報の探索に係る費用の削減		民間の件費単価×短縮されると見込まれる、被相続人の口座の探索に要していた時間×年間申請見込件数 2,800円/時間×1人×12時間×130万＝約437億円 ※ 短縮された時間を全て労働に充てると仮定	相続に係る口座情報の通知の申請数
費用と効果(便益)の分析 (分かりやすく論理的に)		本規制を導入することにより、少なくとも費用が約117億円発生することが見込まれる。 しかしながら、本規制によって、少なくとも、個人番号が付番される口座数が10%程度増加すると見込まれ、これにより、相続時及び災害時における国民の負担軽減と利便性の向上が見込まれる。例えば、本規制によって被相続人の口座の探索時間が短縮され、短縮された時間を全て労働に充てると仮定すると、少なくとも437億円の便益が発生すると見込まれる。 これらのことから、効果が費用を上回ると考えられるため、本規制案を導入することは適当であると考えられる。			

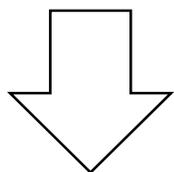
【演習②】検討例

目的—手段関係の検討

目的	解決すべき課題	豪雨による深刻な洪水や内水氾濫により、毎年のように財産被害や、被災者が死亡する人的被害が発生しており、危険地域における一定の開発行為や建築行為を抑制することが必要
	課題発生の原因	気候変動の影響により、現行の治水対策の進捗を上回るこれまで経験したことがないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生



		メリット	デメリット
手段	非規制手段	規制手段と比べ、民間企業の経済活動を阻害しない。	引き続き浸水の危険性が高い危険なエリアにおいて、洪水等に対する安全性が必ずしも担保されないまま住宅や要配慮者利用施設等、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者が利用する建築物が建築され続け、洪水等が発生した際に再び人的被害が生ずるおそれがある。
	規制	非規制手段と比較し、洪水や内水氾濫の被害の発生を抑制することが見込まれる。	自由な開発行為等を阻害し、経済的な損失が発生するおそれがある。
	代替案	規制案と比較して、洪水や内水氾濫の被害の発生を、抑制することが見込まれる。	規制案と比較して、自由な開発行為等を一層阻害し、多大な経済的な損失が発生するおそれがある。



【演習②】検討例

ベースライン

・近年、日本各地で毎年のように、これまで経験したことがないような豪雨災害が発生している。例えば、令和2年7月豪雨では、熊本県の球磨川が氾濫し、死者82名、住宅全半壊4,558棟、住家浸水13,934棟、水害被害約5,800億円の極めて甚大な被害が発生。
 ・令和元年～平成27年までの水害被害額は、平均6,940億円

主体	影響	定量化	事後評価に向けた指標
----	----	-----	------------

費用	遵守費用 (少なくとも定量化)	開発許可申請をし、施設や住宅建築を行おうとする事業者等	開発許可申請及び建築許可申請それぞれに係る事務手続費用	民間人件費単価×許可申請資料の作成に係る所要時間及び人数×年間申請見込件数 2,900円/時間×4時間×1人×500件×2=1,160万円	年間許可申請件数
			届出に係る事務手続費用	民間人件費単価×届出資料の作成に係る所要時間及び人数×年間見込届出件数 2,900円/時間×2時間×1人×100件=58万円	年間届出件数
			住宅等の浸水被害防止のための追加設備投資費用 ①住宅の高床化 ②土地の嵩上げ工事	追加設備投資費用×年間建築許可申請見込件数 ①200万円×250件=50億円 ②350万円×250件=87億5,000万円	(事業者ヒアリング等により把握) 浸水被害防止のために実際に要した追加設備投資費用
			浸水被害防止区域において賃貸住宅の建築が抑制されることによる逸失利益	浸水被害防止区域1区域における年間の賃貸用住宅の新設着工見込数×浸水被害防止区域の年間指定見込件数×賃貸用住宅の1住宅当たり平均戸数×賃貸用住宅の1戸当たり月間家賃収入×12か月 50件×20件×10戸×55,000円×12か月=66億円	(自治体や事業者ヒアリング等により把握) 浸水被害防止区域に指定された地域における開発許可の抑制数
費用	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	都道府県市町村	貯水機能保全区域に係る届出の受理に係る費用	地方公務員人件費単価×審査に要する時間及び人数×年間見込届出件数 2,600円/時間×2時間×1人×100件=52万円	年間届出件数(実績)
			開発許可及び建築許可それぞれの審査に係る費用	地方公務員人件費単価×審査に要する時間及び人数×年間申請見込件数 2,600円/時間×4時間×1人×500件×2=1040万円	年間許可申請件数(実績)
			届出に係る助言又は勧告に係る費用	地方公務員人件費単価×助言又は勧告事務の所要時間×年間勧告見込件数 2,600円/時間×8時間×1人×10件=約21万円	年間勧告件数(実績)
			規制に係る広報費用	パンフレット印刷費用×都道府県数 40,000円×47=約190万円	広報に要した費用(実績)

効果(便益) (定量化できないものも含め列挙し、可能な限り定量的に推計)	浸水被害リスクを回避できると見込まれる人数の増加 ①事業所 ②世帯	①抑制される開発許可の年間見込件数(業務の用に供するもの)×1事業所当たり平均従業員数 400件×10.5人=4,200人 ②開発許可の年間見込件数(自己以外の居住の用に供する住宅に係るもの)×自己以外の居住の用に供する住宅に係る開発許可1件当たりの平均戸数×平均世帯人員(1戸当たりの世帯人員) 800件×10戸×2人=1万6,000人	(自治体や事業者ヒアリングにより把握)浸水被害防止区域内において、実際にリスクを回避できたと考えられる人数
	(参考)財産被害の発生抑制	令和元年～平成27年までの水害被害額は、平均6,940億円	年間水害被害額

費用と効果(便益)の分析 (分かりやすく論理的に)	本規制を導入することにより、少なくとも費用が約205億円発生することが見込まれるものの、少なくとも全国で約2万人が、浸水被害によるリスクを回避することができると考えられ、また、水害の被害額が年間平均で6,940億円であるところ、少なくとも本規制によってこれを抑制する効果は見込まれることが明らかであり、効果が費用を上回ると考えられるため、本規制案を導入することは適当であると考えられる。
------------------------------	---

【演習③】検討例

目的	解決すべき課題		<ul style="list-style-type: none"> 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散を防止する重要性が高まっている。 飼養衛生管理基準が十分に遵守されていない事例が全国的に確認されている。 近隣諸国においてアフリカ豚熱の発生拡大が続き、また訪日外国人旅行者数が増加し、我が国への侵入リスクが格段に高まっている中、仮に侵入した場合、アフリカ豚熱又は口蹄疫のまん延を十分に防ぐことができないおそれがある。 			非規制手段	メリット 行政指導を実施する。	デメリット 規制手段と比べて、家畜所有者の活動を阻害しない。	強制力がないため、将来に渡り実効的にこれらの措置を実施できない。		
	課題発生の原因		<ul style="list-style-type: none"> 現行法においては、家畜以外の動物における病原体の拡散防止に有効な家畜以外の動物に対する投薬等の措置や病原体拡散防止措置等が規定されていない。 今般の豚熱発生事例では、家畜の所有者やその従業員において、飼養衛生管理基準の遵守のためにとるべき具体的な措置の内容への理解が不足している。 家畜以外の動物において口蹄疫又はアフリカ豚熱が発生した場合に予防的殺処分ができない。 				メリット 予算措置により家畜以外の動物に対する経口ワクチン散布等を行う。	デメリット 野生動物に対しCSFウイルスの抗体を付与できる。	中長期的に安定して家畜以外の動物に対する投薬等の措置を実施できない。		
	目的-手段関係の検討		メリット 都道府県知事は、悪性伝染性疾患にかかっている動物がいた場所又はその死体があった場所等の消毒を行うことができるとし、通行制限は行わないこととする。	デメリット 当該場所を通行した場合に病原体を拡散させてしまう可能性がある。			手段	規制	メリット 規制案と比べて、家畜所有者の活動を阻害しない。	デメリット 家畜所有者の財産権を制限しない。	強制力がないため、対策が徹底されない可能性が高い。
	手段 代替案		特定の講習課程を修了していることなどの飼養衛生管理者の任用資格を定める。	飼養衛生管理基準を十分に理解した者を全ての畜舎に配置できる。					メリット 家畜以外の動物が口蹄疫に感染していることが発見された場合にも、予防的殺処分ができるようにする。 予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加せず、口蹄疫のみ予防的殺処分を実施する。	デメリット 全ての家畜の所有者に対して、一定の任用資格を満たした者の雇用を義務付けることになる。	メリット 行政による広報・啓発により、病原体のまん延防止対策の徹底を促す。
手段 代替案		飼養衛生管理基準を十分に理解した者を全ての畜舎に配置できる。	全ての家畜の所有者に対して、一定の任用資格を満たした者の雇用を義務付けることになる。	メリット 家畜以外の動物（野生のイノシシなど）における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け ・ 飼養衛生管理者の選任の義務化 ・ 予防的殺処分の対象疾病の拡大	デメリット 非規制手段と比較し強制力のある措置であるため、悪性伝染性疾患のまん延の防止や全国的な飼養衛生管理基準の遵守水準の向上を図ることができる。	家畜所有者の財産権などの権利を制限することになってしまう。 また、飼養衛生管理者の選任等により、金銭的負担が増してしまう。					



【演習③】検討例

ベースライン					
		<p>・平成30(2018)年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱については、豚熱にかかった野生イノシシにより広域に病原体が拡散し、現在までに野生イノシシの陽性確認県は25県、飼養豚の陽性確認県は15県に拡大し、未だ終息に至っていない(令和3年11月現在)。</p>			
		主体	影響	定量化	事後評価に向けた指標
費用	遵守費用 (少なくとも定量化)	家畜の所有者等	家畜等の移動制限に係る費用	移動制限において1頭当たり1日に要する費用×全国の1戸当たりの平均飼養頭数×移動制限が課された日数×1年間で発生すると考えられる豚熱発生件数 50円/日×約2,000頭×28日間×14件=約3,920万円	・家畜等の移動制限が実施された件数
			研修の受講に要する費用	飼養衛生管理者の人数×研修や従業員等に対する教育及び訓練等に係る時間×飼養衛生区域数 1,500円/時間×50時間×4300=約3億2,250万円	・飼養衛生管理者の人数 ・教育及び訓練に要した時間
			殺処分に係る費用	行政機関が家畜の評価額の全額を補償するため、費用は発生しない。	—
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	都道府県市町村	消毒に要する薬品の購入費用	消石灰の1袋の値段×患畜等の所在した畜舎等の消毒に要する消石灰の量×消毒の実施件数 1,000円×70袋×14件=98万円	・消毒の実施件数
			消毒ポイントの設置費用	消毒ポイントの設置に伴い1日当たりに要する費用×家畜等の移動制限の日数×消毒の実施件数 70万円/日×28日間×14件=約2億7,440万円	・消毒ポイントの設置件数
			家畜の所有者に対する畜舎等への病原体の拡散の予防に関する事項等に係る勧告及び命令費用	地方公務員の人数×勧告及び命令に要する時間及び人数×勧告及び命令件数 2,600円×40時間×5人×10件=520万円	・勧告及び命令件数
			飼養衛生管理者の選任状況の確認に要する費用	地方公務員の人数×飼養衛生管理者の選任状況の確認に要する時間及び人数×家畜所有者数×飼養衛生管理者の選任状況の確認に係る抽出率 2,600円×5時間×2人×4,300戸×10%=約1,120万円	・飼養衛生管理者の選任状況の確認の実施件数
			予防的殺処分に係る家畜の所有者への補償費用	予防的殺処分時に見込まれる飼養豚の殺処分頭数×肥育豚の平均評価額 9.2万頭×2万円=18.4億円	・殺処分頭数
			予防的殺処分に要する費用	地方公務員の人数×予防的殺処分に要する日数及び人数×予防的殺処分件数 2,600円×24時間(8時間×3日)×10人×14件=約880万円	・殺処分頭数

【演習③】検討例 (続き)

効果(便益) <small>(定量化できないものも含め 列挙し、可能な限り定量的に 推計)</small>	悪性伝染性疾病の発生及びまん延防止による損害の発生抑制	①豚熱発生事例における飼養豚殺処分による被害額 約50億円 ②日本の豚の農業生産額×隣国Aにおけるアフリカ豚熱後の飼養豚数の減少割合 $6,062\text{億円} \times 40\% = \text{約}2,400\text{億円}$	・殺処分等による被害額 ・殺処分件数(殺処分頭数)
費用と効果(便益)の分析 <small>(分かりやすく論理的に)</small>	本規制を導入することにより、費用が約25億円発生することが見込まれるものの、野生動物対策及び農場における飼養衛生管理基準の遵守水準の向上策を実施することにより、家畜における広域的・長期的・連続的な悪性伝染性疾病の発生を防ぐこと、また、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の発生時においても予防的殺処分を実施より早期の封じ込めを図ることにより、国内での過去の豚熱発生時の被害額や隣国Aでの豚熱発生事例と同様の事例が国内で発生した場合に生じると考えられる約2,450億円の損害を最小限度に抑えることができると考えられるところ、少なくとも本規制によって被害を抑制する効果は見込まれることが明らかであり、効果が費用を上回ると考えられるため、本規制案を導入することは適当であると考えられる。		